

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 環境保全・創造
施策番号: 15 - 01

1 基本情報

施策名	15	環境保全・創造	展開方向	01	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名		方向	目 標 値 (R4)		実 績 値						進 捗 率 (R2)
					H28	H29	H30	R1	R2	R3～R4	
A	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	↑	70.7	%	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4		91.1%
B	エコあまフェスタ参加者数	↑	2,943	人	2,002	2,715	1,961	2,531	—		—
C	あまがさき環境オープンカレッジ主催事業・連携活動等参加者数	↑	3,286	人	2,160	2,501	8,513	8,448	1,927		58.6%
D	尼崎21世紀の森づくりに関する活動の取組数	↑	225	回	188	204	194	164	127		56.4%
E	尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度	↑	30.0	%	—	—	22.5	18.5	22.4		74.7%

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)			
行政が取り組んでいくこと ■環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成			総合戦略 ②・⑤
【環境保全の啓発・活動支援事業】 (目的) ・環境負荷の低減に向けて、市民の環境への意識の醸成を図るとともに、自ら主体的に行動する市民を育てる。 ・市民主体の活動を活性化するため、環境活動に取り組む人やグループ、事業者を支援するとともに、団体間のネットワークを形成する。 (成果)①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」の活動やイベントの参加者は1,927人(エコあまフェスタは中止)であった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動やイベントの中止、規模の縮小を余儀なくされたが、オンライン会議を重ね、イベントや学習のあり方を検討した。これにより屋内で予定していた映画会を屋外の打ち水イベントに変更し、各地域で分散開催を行うほか、活動やイベントでの入場規制や検温、消毒、換気等のコロナ対策を十分に実施するなど、市民、団体、行政が丸となり活動の維持や質の向上に努めた。(目標指標A・B・C) ②環境活動団体ミーティングでは、オンライン会議を実施することで、コロナ禍においても市内団体や企業とのつながりを維持した。その結果、これまでに300団体との連携が生じ、うち新規連携団体数は13団体となった。今年度が協働契約の初年度となるあまがさき環境オープンカレッジ事務局委託については、相互評価において、これまでの参加者数の増減に加え、新たに行動変容についても評価できるよう、市とNPOが連携し指標の作成に取り組んだ。(目標指標A・B・C) ③あまがさき環境教育プログラムについては、関係部局や団体とも連携し、さらに本市ならではの特色である、環境(公害)問題解決への取組から環境モデル都市へのあゆみ、これからの脱炭素社会形成に向けた取組を網羅する内容とした。また、学習指導要領や教科書等に準拠することで「総合学習」の時間だけでなく、「社会」や「理科」などの教科時間でも活用できるプログラムとした。(目標指標A) ④プラスチックごみの削減に向け、環境部局と経済部局が連携し、関係機関と調整を図りながら施策を検討した。 (課題)①②「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」における環境学習のあり方については、参加者が地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動できるよう、その方法や内容について更なる工夫が必要である。 ③あまがさき環境教育プログラムについては、より多くの学校で実施してもらえるよう、各学校での授業に加え、校外学習等でも活用できるようにする必要がある。 ④プラスチックごみの削減や地球温暖化対策に向けて、身近に取り組める事業が必要である。 【尼崎21世紀の森構想推進】 (目的)臨海地域(運河含む)を魅力と活力のあるまちに再生する。 (成果)⑤尼崎の森中央緑地では中止となったイベントが多く、活動の取組数は減少したが、森構想の推進を図るグループ同士の交流や情報交換は定期的に実施できた。(目標指標D・E) ⑥検温・消毒や事前申込み制・入れ替え制等の対策を講じてイベント(AMAGASAKI2020、森の文化祭)を開催したが、混乱なく実施できた。 (課題)⑤情報発信についてはイベント告知に留まらず、森構想区域での取組等を継続的に発信する必要がある。 【運河における環境学習】 (目的)運河という資源を生かし、その魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。 (成果)⑦新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を絞って北堀運河で環境体験学習(小学生運河域バスツアー、中高生版チャンネルガイド養成講座、わくわくチャンネルデイ)を実施したが、親子でじっくり学んでもらうことができ、満足度の高いものとなった。(目標指標E) ⑧小学校向け環境体験学習については、年度当初から各小学校に働きかけを行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により校外活動が減少し、1校の実施に留まった。(目標指標E) ⑨尼崎チャンネルガイドの会は環境体験学習に積極的に参加協力するとともに、チャンネルウォークも実施(1回)した。(目標指標E) (課題)⑦⑧⑨認知度アンケートにおいて依然認知度が低いため、さらに尼崎運河を知ってもらえるよう広くアピールする必要がある。			

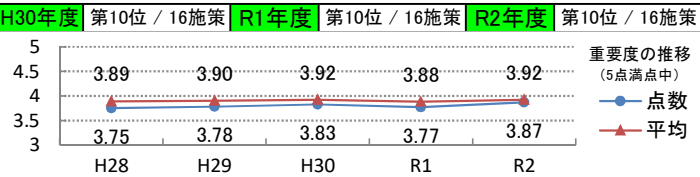
3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	環境保全の啓発・活動支援事業(給水機設置によるマイボトル普及促進事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	環境保全の啓発・活動支援事業(あまがさき環境教育プログラムの実施)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

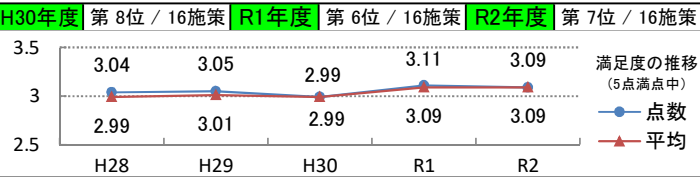
4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成
------	----------------------------

●重要度



●満足度



6 評価結果

令和3年度の取組		評価と取組方針
【環境保全の啓発・活動支援事業】 ①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」では、オンラインによるエコあまフェスタを開催し、尼崎市気候非常事態行動宣言を広く周知するほか、環境活動団体の紹介や中高生による環境活動発表、基調講演等を実施する。また、打ち水イベントについても、市内6地域で分散開催し、環境関連企業にも参画を促す。これらにより、事業者や参加者一人ひとりが宣言とそれに伴う行動について考えるきっかけとする。 ③令和2年度に作成した「あまがさき環境教育プログラム」を市内各小学校で実施する。また、公害と向き合ってきた歴史も学べる施設である歴史博物館とも連携し、同館でも活用できるプログラムを作成する。 ④「給水機設置によるマイボトル普及促進事業」については、本庁舎や尼崎城などの公共施設、市内の事業所において、市民等が自由に利用できる給水スポットを100箇所程度整備することで、マイボトルの普及促進を通じたプラスチックごみの削減等を図る。 【尼崎21世紀の森構想推進】 ⑤ホームページ等で、森でのイベント告知を始め、尼崎の森中央緑地が活動できる場であること等について発信していく。 【運河における環境学習】 ⑦引き続き認知度が向上するように、好評であった親子対象等の環境体験学習を実施し、内容の充実を図っていく。 ⑧小学校向け環境体験学習は土木部局と環境部局が連携した事業実施を目指し、協議を進める。		・「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明を機に、二酸化炭素排出量の削減、自然エネルギーの促進、プラスチックごみの削減などに向けて、市民一人ひとりがその必要性を感じ、行動変容につながるよう、情報発信など実効性のある取組を進めていくことが必要である。 ・そのためにも、尼崎の環境(環境白書)について、データだけではなく、読んでもらえる、共感してもらえる内容にリニューアルしていく必要がある。 ・環境教育プログラムについては、教育委員会と連携することで、広く授業で活用できる内容として作成することができた。 ・今後は、プログラムの学校現場での定着に向け、その活用方法や実施する中での課題を検証していく。
主要事業の提案につながる項目		【環境保全の啓発・活動支援事業】【尼崎21世紀の森構想推進】【運河における環境学習】 ③⑤⑧尼崎の自然(生物多様性)を学習できるプログラムの拡充を検討する。

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 環境保全・創造

施策番号: 15 - 02

1 基本情報

施策名	15	環境保全・創造	展開方向	02	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名			目 標 値 (R4)	実 績 値						進 捗 率 (R2)
	方 向	H28		H29	H30	R1	R2	R3～R4		
A	市内における二酸化炭素の年間排出量	↓	2,508 (令和12年度)	千t/年	3,188	2,958	2,571	2,471 速報値	—	—
B	市内民生家庭＋業務部門二酸化炭素排出量	↓	751 (令和12年度)	千t/年	1,100	1,036	805	732 速報値	—	—
C	焼却対象ごみ量	↓	130,551	t	135,525	134,598	136,907	134,041	130,463	100%
D	1人1日当たりの燃やすごみ量	↓	448	g/人・日	458	461	462	457	452	99.1%
E	行政処分件数	→	0	件/年	1	0	0	1	0	—

※指標A・Bは、尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定に伴い、H28・29の実績を修正

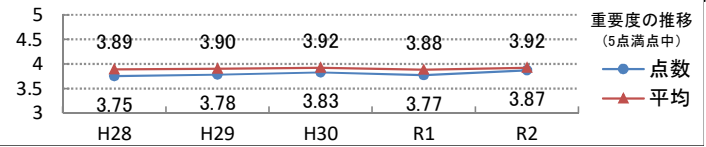
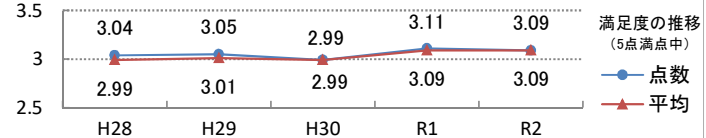
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■地球温暖化問題への対応	総合戦略 ③・⑥
【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】 (目的)脱炭素社会の実現に向け、まずは尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づき域内で排出されるCO2排出量の削減に努める。 (成果)①クリーンセンターで発電した余剰電力を、CO2排出量ゼロのクリーンな電力として公共施設や市内事業者へ供給する「エネルギーの地産地消促進事業」を開始した。共に取組を進める事業者と連携協定を締結し、令和3年4月の供給に向け準備を進め、尼崎城や歴史博物館等の公共施設、市内事業者(23社)への供給が決定した。また、公共施設での啓発検討を行うほか、事業所訪問等により、エネルギーの地産地消を活用した脱炭素経営について、広く発信し理解を促した。(目標指標A・B) ②マンション単位でエネルギーの効率的利用ができ、環境・経済・社会の3要素を備えた尼崎版「SDGsスマートマンション」の認定、支援制度を開始し、阪急塚口駅前建替事業を第1号として認定した。ゼロエネルギー住宅(ZEH)等の普及促進も引き続き実施し、64件の補助により52tのCO2削減につながるなど、集合住宅と戸建住宅の両輪で家庭部門のCO2排出量削減に向けた取組を実施した。(目標指標A・B) ③「地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業」では、省エネとエネルギーの質の改善をともに促進するため、「うちエコ診断の受診」や「再エネ電気への切り替え」を新たにメニューに加えた。また、市内全線のバス車内での広告掲示や、家電販売店の協力による来店者へのPR等、ターゲットを絞り集中的に周知したこと等により、43tのCO2削減につながった。(目標指標A・B) ④令和3年度からのじんかい収集業務の直営体制縮小に伴う環境性能車の減少を補うため、委託業者を対象にその導入を促進するための対策を検討した。(目標指標A) (課題)①クリーンセンターの電力供給が決定した需要家に対し、協定事業者と連携のもと確実に電力を供給し、市内外にこれらの事業者の取組をPRする。また、当事業をさらに進めるには、新たな再生可能エネルギーの買取など電源の拡大に向けた検討を行う必要がある。 ②③④目標指標A・Bは達成見込であるが、政府が2050年までにCO2排出量実質ゼロとすることを宣言するなど社会情勢の変化を踏まえ、本市においても2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、取組をさらに加速させる必要がある。		
行政が取り組んでいくこと	■循環型社会の形成	総合戦略 —
【ごみの減量・リサイクル】 (目的)ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみ処理施設等の更新にあわせ集約化を図るなど、効果的かつ効率的なごみ処理体制を構築する。 (成果)⑤新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業系ごみが減少したため、焼却対象ごみ量は前年度比3,578t減少した。また、ごみの減量と適正処理に関する方針を定めた「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」(令和3～12年度)を策定し、食品ロス削減をはじめとする、ごみを作らない「リデュース」を最優先に取組を推進することとしており、本市の食品ロス削減推進計画としても位置づけることとした。この計画の減量目標値をもとに令和13年度稼働予定の新ごみ処理施設の整備を進める。(目標指標C・D) ⑥災害廃棄物の処理を円滑・迅速かつ適正に実施するための対策等を定めた「尼崎市災害廃棄物処理計画」を策定した。 ⑦更なる効率的なじんかい収集業務実施体制を構築するため、委託範囲の拡大に向け、委託業者の選定を行った。 ⑧社会のIT化と市民利便性の向上を目指し、大型・臨時ごみ等のインターネット申込への対応等収集受付体制の構築を図った。 ⑨今後、耐用年数を迎えるごみ処理施設等の計画的な更新のため、令和元年度に策定した「新ごみ処理施設整備基本計画」を基に第3工場跡地整備事業に係る基本設計及び第1工場跡地整備事業に係る環境影響評価を実施した。 (課題)⑤現第1工場の廃止(令和7年度予定)と新ごみ処理施設の稼働に向け、実効性の高い減量の取組を検討、実施する必要がある。さらに、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量削減の視点でもごみの減量等の取組を進めていく必要がある。		
行政が取り組んでいくこと	■生活環境の保全	総合戦略 —
【環境監視・規制・指導】 (目的)大気汚染や水質汚濁等の常時監視業務を継続して行い市内環境の状況を把握するとともに、工場、解体等工事現場や産廃処理業許可業者等への立入りを継続することで公害の未然防止に努め、また、市民からの相談や苦情についても解決に向けて取り組む。 (成果)⑩平常時の石綿飛散防止対策については、石綿含有建材の見落とし防止のため全ての解体現場へ立入り、飛散性石綿含有建材の解体・改修工事の作業開始前、作業中、作業完了後の立入検査の実施に加え、使用中の公共施設に向けた石綿含有建材の管理の手引きを作成し周知した。一方、災害時の対策として石綿調査の技術者が所属する団体と災害協定を締結し、災害対応を迅速に行える体制を整えた。なお、事業所、工事現場等への立入検査や市内パトロールを継続して行うことにより、行政処分事案はなかった。(目標指標E) ⑪高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向け、掘り起こし調査中であった約200件の事業者については、最終通告文書を送付し、調査を完了した。その他、市内の不動産所有者(14万5千件)に対して、固定資産税納税通知書に最終啓発チラシを同封したところ、約100件程度の相談があった。これらについては、環境省等と連携して立入り調査等を実施した結果、本市が把握する全ての保管事業者の所定の処理手続が完了した。なお、庁内保有の高濃度PCB廃棄物については、処理計画に基づき適正処理を進めており令和3年度中に完了する。 (課題)⑩石綿対策を強化する大気汚染防止法の改正が令和3年度より順次施行されるため、解体業者等の関係事業者へ周知を図る必要がある。また、環境汚染の未然防止のため、土壌汚染対策法などの環境法令の周知徹底を図る必要がある。 ⑪高濃度PCB廃棄物について期限内処理を完遂させたが、新たに発見された場合は、速やかに行政代執行等の措置をとる必要がある。		

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名
1 温暖化対策推進事業(低公害じんかい収集車導入補助の拡充)
2 大型ごみ収集等事業(大型ごみ受付センター事業)
3 ごみ減量・リサイクル推進事業(食品ロス削減事業)
4 じんかい収集事業の見直し
5
令和2年度 主要事業名
1 一般廃棄物処理施設整備等基金積立金
2 次期焼却施設等整備事業
3 温暖化対策推進事業(スマートハウス・スマートマンション等普及促進)
4 さわやか指導員制度事業費
5 温暖化対策推進事業(エネルギーの地産地消促進事業)
令和元年度(平成31年度) 主要事業名
1 温暖化対策推進事業(クールチョイスの推進)
2 温暖化対策推進事業(スマートハウス・スマートコミュニティ等普及促進)
3 廃棄物受入れ業務の一部見直し
4
5

4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●地球温暖化問題への対応	●循環型社会の形成	●生活環境の保全
●重要度			
H30年度	第10位 / 16施策	R1年度	第10位 / 16施策
R2年度	第10位 / 16施策		
			
●満足度			
H30年度	第8位 / 16施策	R1年度	第6位 / 16施策
R2年度	第7位 / 16施策		
			

6 評価結果

令和3年度の取組	評価と取組方針
【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】 ①「エネルギーの地産地消促進事業」について、4月から公共施設を含めた需要家への電力供給を開始するとともに、引き続き新たな需要家を募集する。また、これらの需要家について、協定事業者とともにPRや支援を行うことで、脱炭素経営に向けた取組を後押しする。 ②③地球温暖化による危機を市民や事業者とともに共有し、その危機を乗り越えるため、2050年までに脱炭素社会の実現を目指し「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明する。あわせて「尼崎市地球温暖化対策推進計画」について、バックカスティングの考え方に基づき2030年度のCO2削減目標を見直す。 ③「地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業」については、電子地域通貨「あま咲きコイン」と統合することで、さらなる行動変容を促す。 ④国や県などと協調して実施しているグリーンビークル導入補助制度に、市独自の低公害じんかい収集車を対象とした補助メニューを追加する。 【ごみの減量・リサイクル】 ⑤新たな基本計画を周知するほか、ごみ減量の取組事項の明確化や廃棄物の持ち去り禁止を規定するなど尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の改正を検討する。また、食品ロス削減行動拡大に向けて、食品ロスダイアリーのモニター調査を実施する。 ⑥関係部局へ計画内容の周知を図るとともに、仮置場候補地の検討を進める。 ⑦新たな業務実施体制による収集運搬業務を確実に行うとともに、委託業者へのモニタリングや排出者マナーの啓発強化を図る。 ⑧インターネットでの受付を開始するとともに、電話受付体制の効率化を行う。 ⑨第1工場跡地整備事業に係る基本設計及び環境影響評価を実施するほか、第3工場跡地整備事業に係る事業者選定委員会を開催し、事業者を選定する。 【環境監視・規制・指導】 ⑩引き続き立入検査や市内パトロールによる監視を行い、法令違反等による環境汚染の未然防止に努める。また、大気汚染防止法の改正内容について解体業者等が適切に対応できるよう手引きの作成等を行い周知を図る。 ⑪高濃度PCB廃棄物を保有する疑いのある事業者から新たに連絡があった場合は、処理方法等を説明し、環境省等と連携を取り迅速に対応する。	・尼崎市内における二酸化炭素排出量は着実に減少している。更なる削減を進め、2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年に二酸化炭素排出量の半減を目指す取組の方向性などを示した「尼崎市気候非常事態行動宣言」に則り、取組の具体化を促進する。 ・その推進にあたっては、二酸化炭素排出量の削減に係る成果について、「市民」・「事業者」にとってわかりやすい指標やその見せ方を工夫する必要がある。 ・空き缶などの資源物の持ち去り禁止については、廃棄物の適正処理につながることから、着実に条例改正を進めるとともに、広く周知徹底することが重要である。
主要事業の提案につながる項目	
【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】 ①エネルギーの地産地消の促進に向け、新たな再生可能エネルギーの導入促進及び事業者からの電力買取等について協定事業者とともに検討を行う。 ②③自動車交通量の減少を図りつつエコカーの導入を進めるため、エコカーによるカーシェアの普及等、新たな取組を検討する。 ②③公用車の保有台数の適正化や年間走行距離の長い車両を優先的に電気自動車に転換するなど環境負荷の低減及びコスト削減を図る。 【ごみの減量・リサイクル】 ⑤食品ロス削減等のリデュースに係る取組を強化するほか、改正条例に定めるルール等を市民・事業者へ周知し、ごみの適正処理・分別排出に取り組む。また、ごみの減量・リサイクルを推進するため、ごみの分別や排出マナーの徹底に係る取組を進める。	

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名： 環境保全・創造
施策番号： 15 - 03

1 基本情報

施策名	15	環境保全・創造	展開方向	03	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組めます。
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名			目 標 値 (R4)		実 績 値						進 捗 率 (R2)
	方 向	H28			H29	H30	R1	R2	R3～R4		
A	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	↑	70.7	%	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4		91.1%
B	市内農地面積	→	79	ha	91	89	87	86	86		100%
C	農業公園ボランティアの活動延べ人数	↑	100	人	73	233	223	130	121		100%
D											
E											

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■自然環境・生物多様性の保全創出	総合戦略
【身近な生物と生態系の保全】 (目的)身近な生き物や自然に対して興味を持つことにより、自然環境及び生物多様性の保全を推進する。 (成果)①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」において、尼崎の森中央緑地での森の手入れ体験や生き物観察会、農業公園でのヒメボタルの幼虫調査や生息環境の保全などを行い、延べ190人の参加があった。ヒメボタルに関する取組については、市民団体内にサポータークラブが結成され、生息環境を改善するために竹林の周囲に竹垣を設置するなどの自発的な取組が行われ、活動に広がりが生じている。これらのイベント・講座を通じて、市内の自然に触れてもらうとともに、生物多様性の保全・創出の意義についての理解を促した。 (目標指標A) (課題)①身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合については、横ばいの状況が継続していることから、市内の自然と触れ合う様々なイベント・講座等を通じて、自然や生き物の大切さについて広く市民の理解が深まるよう啓発していく必要がある。 【農地を通じた自然とのふれあい】 (目的) ・市民農園の開設支援を行うことで、市民が直接土に触れ農業に親しむことのできる貴重な機会を提供する。 ・農業公園を適切に管理することにより、市民が身近な自然と触れ合える、花と緑豊かな環境を創出する。 (成果)②農会長会等を通じて、市民農園制度の周知に努めるなかで、令和2年度は前年度と比較して、設置個所数及び総面積に変動は見られなかったが、既設農園については相続税の納税猶予が適用される「特定農地貸付」による手続を順次行った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による食への関心の高まりなどにより、入園希望者の応募倍率の増へとつながった。都市農地貸借円滑化法の活用による農地の貸借が前年度に引き続き実現したことにより、市内農地の減少幅縮小に一定の成果が見られた。(目標指標B) ③農業公園では、園内の植物管理や花壇の草花の植え替えなどを農業公園ボランティアと協働で行い、市民が身近な自然に触れ合うことのできる機会を提供するとともに、ホームページや各種メディアを通じ引き続き農業公園のPRに努めた。また、農業公園内の農地所有者に対し、都市公園への変更も含めた検討状況を順次説明した。同ボランティアの活動延べ人数については、それ以前の活動延べ人数と比較して平成29・30年度の台風災害復旧に一定の目途が立った事もあり臨時作業日がなくなったことで減少したが、平常時の活動人数としては増加傾向にある。(目標指標C) (課題)②市民農園の申込が定員を上回ったことにより、入園できない市民等が発生したことから、ニーズの高い地域の開園を促す必要がある。また、並行して、都市農地貸借円滑化法を活用した相続税納税猶予制度が適用される市民農園の新規開設方法について、都市農地の保全に効果的であると考えられることから引き続き制度周知が必要である。 ③農業公園を構成する土地に係る所有権の整理及び関係団体等との調整については、農地所有者の意向の確認を順次行っており一定の時間を要するが、関係部局と連携して都市公園への変更も含めた検討を行う必要がある。 【農地の保全による良好な都市環境の形成】 (目的) ・都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な管理を行う。 ・都市農業の安定的な継続を支援することにより農地を保全し「都市にあるべき農地」の減少を少しでも食い止める。 (成果)④令和4年に開始が予定されている特定生産緑地制度につき、そのメリットを分かりやすく解説した説明会を市内各地区で開催した。(計11回、延べ164人参加)生産緑地所有者に対し、意向調査を行ったところ、9割が特定生産緑地に移行する意思があった。また、農地のマッチングをJAと共に推進した結果、農地の貸借を行う事例が発生し、市内農地の保全につながった。(目標指標B) ⑤平成29年度末に創設した「認定農業者制度」により、都市における貴重な農地の担い手となる認定農業者及び認定新規就農者を平成30年度の4名、令和元年度の認定農業者2名、そして令和2年度は1名を認定することができた。 (課題)④市内農地の保全につなげるために、都市農地貸借円滑化法や特定生産緑地制度に関する周知を引き続き行うほか、農地保全に向けて多様な手法を検討する必要がある。 ⑤都市における貴重な農地を維持・保全していくためには担い手の育成と確保が必要であることから、認定農業者制度のさらなる周知や、新規就農者の掘り起こしを行うとともに、認定農業者などのモチベーション向上にもつながる「都市農業活性化推進事業」について補助上限を高く設定するなど、実質的な支援策を講じる必要がある。また、都市農業を行う上での課題の1つである農業残さへの対応に関しても検討を行う必要がある。		

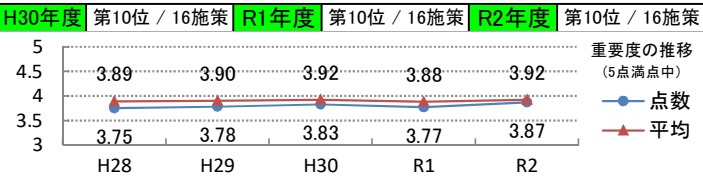
3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

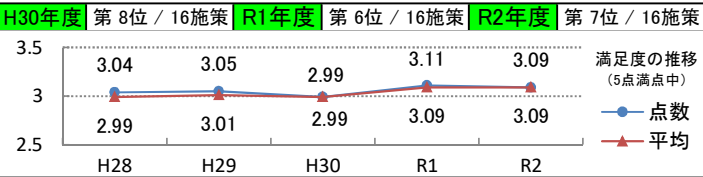
4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●自然環境・生物多様性の保全創出
------	------------------

●重要度



●満足度



6 評価結果

令和3年度の取組	評価と取組方針
【身近な生物と生態系の保全】 ①尼崎の森中央緑地において、引き続き、市民や企業、行政との協働により自然と触れ合うイベント・講座を実施することで生物多様性の重要性を伝えていく。また、農業公園でのヒメボタルの生息調査を継続し、結果の蓄積を行いながら、幼虫の生息が確認されている竹林の環境改善について、市民団体とともに進めていく。 【農地を通じた自然とのふれあい】 ②都市農地貸借円滑化法を活用した相続税納税猶予制度が適用される市民農園の新規開設方法及び既存の市民農園について制度の周知を引き続き行うとともに、ニーズの高い地域における新規開園を促していく。 ③来園者の満足度を高めるために農業公園の植物の育成管理を引き続き行う。また、農業公園については、引き続き関係部局と連携して都市公園への変更も含めた検討を進めていくとともに、知名度向上への取組を継続して行っていく。 【農地の保全による良好な都市環境の形成】 ④都市農地貸借円滑化法を活用した農地の貸借についてのサポートを関係機関と連携して行う。また、令和4年度の特定生産緑地制度の開始に向け、制度のメリットを説明するとともに同意書受付などへの対応を関係部局と連携して計画的に行う。このほか、新たな農地保全の手法として、福祉農園としての農地の活用(農福連携)に取り組む。 ⑤令和3年度からの新たな「都市農業活性化推進事業」における認定農業者、認定新規就農者への優遇措置について周知することなどで、認定農業者などのモチベーションを高めることにより農地保全につなげていく。また、農業残さへの対応に関する補助メニューを加え、農業者がより営農しやすい環境を整える。	・農地の保全に向けては、特定生産緑地制度のメリットを丁寧に説明するほか、引き続き、市の関わり方について検討を行う。 ・また、農地が売却等により宅地に転用される際においても、その地域の特性を踏まえた開発となるよう取り組む必要がある。 ・農業公園の活用手法及び管理手法については、地域や関係団体と丁寧な協議を行い検討を進める。
主要事業の提案につながる項目	